

指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成29年4月11日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊計 敬三
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(一社) 沖縄しまたて協会	沖縄県浦添市勢理客4-18-1

2. 指名停止措置期間：

平成29年4月11日～平成29年5月10日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

一般社団法人沖縄しまたて協会は、当局南部国道事務所発注の「平成27年度南部国道改築関係工事積算技術業務」において、過失により積算業務を粗雑に行った。その結果、誤った業務成果を使用して算出した予定価格が過大積算となり、当局が発注した「平成28年度港川高架橋上部工（下りP5～P9）工事」において、適正な契約の相手方の決定がなされていない事態となり、契約解除が発生したものである。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第1第2号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1 抜粋

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「当局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内